

上野事務所ニュース

31年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com (2月6日よりアドレスが変わります)

今年、生年月日で影響を受ける方

(1)昭和54年生まれ(満40歳)
介護保険第2号被保険者に該当

⇒誕生日前日の属する月より介護保険料が発生します。発生した翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

- ◆1日生まれの方はご注意ください。
(例)2/1誕生日の前日は1/31です。
【誕生日前日の属する月】
1月です。1月より介護保険料が発生します。
【保険料の徴収月】
2月です。2月支払分で徴収します。

(2)昭和34年生まれ(満60歳)

60歳到達時賃金月額登録
⇒5年以上雇用保険に加入している場合、登録を行います。60歳到達時賃金月額の75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

(3)昭和33年4月2日以降生まれの女子(満61歳)、昭和32年4月1日以前生まれの男子(満62歳)

必要な加入年数を満たしていれば年金の請求ができます。

*昭和32年4月2日以降生まれの男子については、満63歳からの請求になります。

(4)昭和30年4月1日以前生まれ

雇用保険料が免除

⇒4月分給与から控除の必要はありません。

(5)昭和29年生まれ(満65歳)

・介護保険第1号被保険者に該当
⇒介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日の属する月より介護保険料が切り替わります。切り替わった翌月に支払われる給与から介護保険料

を控除する必要はありません。

・在職老齢年金の支給制限緩和
⇒支給停止の基準となる額が28万円から46万円(4月以降47万円)に緩和されます。老齢基礎年金は満額受給です。

(6)昭和24年生まれ(満70歳)

厚生年金被保険者資格喪失

⇒誕生日前日の属する月より厚生年金保険料の控除がなくなります。在職老齢年金の支給制限は引き続きです。

(7)昭和19年生まれ(満75歳)

後期高齢者医療制度に移行します。

⇒健康保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日当日の属する月より健康保険料が切り替わります。

*被扶養者の方も国保に移行します。

働き方改革関連法について(その⑥)

【同一労働同一賃金】

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差をなくすための法整備が進められています。これにより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇差がどういった場合に不合理にあたるのかというガイドラインが示され、判断基準が明確になります。例えば、正社員には精勤手当が支給されているが、有期契約社員には精勤手当が支給されていない場合、契約期間の定めがあることや職務内容等に違いがあることを理由として精勤手当を支給しないことは不合理である、と裁判での判決があることから、待遇の改善が求められます。

また、事業主は非正規雇用労働者からの申出があれば、正規雇用労働者との待遇差の内容や理由についての説明しなければ

ならないこととなりました。併せて、説明を求めた場合の不利益取扱いも禁止となっています。

同一労働同一賃金のガイドラインは、あくまで原則的な考え方や具体例を示したものです。今後はこのガイドラインを基に不合理な待遇差を改善していくことが求められているので、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の仕事の区分を明確に説明できるための準備が必要です。

在職老齢年金の支給停止額の変更

平成31年度の在職老齢年金について、60歳前半(60歳~64歳)の支給停止調整変更額と、60歳台後半(65歳以降)と70歳以降の支給停止調整額が変更されます。

	平成30年度	平成31年度
60歳~64歳の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳~64歳の支給停止調整変更額	46万円	47万円
65歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円

60~64歳の在職老齢年金は賃金(総報酬月額相当額*1)と年金月額の合計が28万円以下の場合、年金は全額支給されます。賃金(総報酬月額相当額)と年金月額の合計が28万円を超える場合、超えた金額の1/2が支給停止され、総報酬月額相当額が47万円を超える場合には、さらに超えた分と同額の年金が支給停止になります。

65歳以降の在職老齢年金は、老齢基礎年金は全額支給され、賃金と老齢厚生年金の月額(報酬比例部分)の合計が47万円以下の場合には老齢厚生年金も全額支給されます。賃金と老齢厚生年金の月額の合計が47万円を超える場合には、超える額の1/2が支給停止になります。

*1 総報酬月額相当額…標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総計を12で割って得た額

Q&Aなぜなにどうして?

Q; 働き方改革について調べていく中で「HRテクノロジー」という言葉を耳にしました。具体的にはどんなことですか?



A; 「HRテクノロジー」は、人事労務の分野において、AI等のテクノロジーやデータを活用することにより、業務を効率化するクラウド型ITサービスです。例えば、勤務時間の計算はタイムカードを見ながら電卓で勤務時間を手計算するのではなく、勤怠管理にITを活用することで勤務時間の計算が自動でできるようになります。

人事労務に関する業務の多くは煩雑で手間のかかるものですが、決まった形式にデータを入力し書類を作成する業務も多く、HRテクノロジーを導入することで業務の自動化が進み、効率よく処理することが可能です。

また、ITツールを導入する際に費用の一部を補助する「IT導入補助金」という補助金もあります。

上野事務所講演会について

2月15日に講演会を開催します。内容は「入管法の改正」と「働き方改革について」です。まだ受付中ですので、ぜひご参加ください。

今回の会場はペリエ千葉7階「ペリエホール」となっています。前回の開催場所とは異なりますので、ご注意ください。駐車場はペリエ千葉の駐車場(有料)をご利用ください。

すでにたくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。こちらから参加受付のご連絡はしておりませんが、皆様のお越しをお待ちしております。